

(案)

小牧市総合教育会議運営要綱

〔平成 27 年 7 月 日〕
〔 27 小秘第 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定により設置した小牧市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第 2 条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる緊急の場合はこの限りでない。

2 総合教育会議は、市長、教育長及び教育委員会委員の出席により開催する。ただし、法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる事項を協議する場合で、特に緊急を要すると市長及び教育長が判断したときは、市長及び教育長で協議することができる。

(協議及び調整)

第 3 条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における議題について、十分に議論を尽くし、調整を行うものとする。

(傍聴)

第 4 条 総合教育会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度、市長が定める。

2 傍聴人は、先着順により決定する。

3 傍聴人は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(4) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 市長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議の公開)

第 5 条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保

(案)

つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、教育委員会の同意の上、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 議事録は、市のホームページで公表するものとする。ただし、前条のただし書に該当する場合にあっては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。